

邑楽町

子ども・子育て 支援事業計画 第3期

2025 — 2029



邑楽町
令和7年3月



～ 第3期 邑楽町子ども・子育て支援事業計画 ～

計画の趣旨

本計画である「第3期 邑楽町子ども・子育て支援事業計画」は、第2期計画が令和6年度に最終年度を迎えることに伴い、邑楽町のこどもたちが幸せに成長し、暮らしていくための子ども・子育て支援の環境を整備し、より効果的な施策を展開するために、施策を体系的にとりまとめ、さらなる子育て環境の充実を図るため策定します。

計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条の「市町村行動計画」として位置づけられます。

本町で掲げる様々な計画とも整合性を図りながら策定をします。

計画の期間

計画の期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。

ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
子ども・子育て支援事業計画	計画策定	第2期 邑楽町子ども・子育て支援事業計画										
						計画策定	第3期 邑楽町子ども・子育て支援事業計画					



邑楽町が掲げる 計画の基本理念



計画の基本理念

こどもが邑楽町で生まれてよかったと実感し、親もこのまちで子育てをしてよかったと実感できるように地域で支えるまちづくりを目標とし、行政だけでなく、住民・地域・事業所など地域のすべての方々の連携・協働により、安心して子育てできるまちづくりを進めていくために「こどもが育つ 親が育つ 地域が育つ 邑楽町」を基本理念とし、施策の実施とより一層の充実を目指すこととします。

上記のことを踏まえ、本町の子ども子育て支援事業計画の基本理念は

こどもが育つ 親が育つ 地域が育つ 邑楽町



邑楽町が掲げる 計画の基本目標



基本目標

地域における子育て支援	周囲の環境や人々とのふれあいを通じて、こどもの成長を促します。また、利用者のニーズを踏まえた保育サービスの充実を図るとともに、子育て家庭を地域で支えあえるネットワークづくりを推進していきます。
母性並びに乳児及び 幼児等の健康の確保及び増進	安心してこどもを産み育てることができる環境の整備など母子保健の充実を図ります。
要保護児童への対応など きめ細やかな取組の推進	支援を必要とする児童・家庭へのきめ細かな取組を推進します。
こどもの心身の健やかな 成長に向けた教育環境の整備	学校教育を充実させるとともに、家庭や学校、地域社会の十分な連携のもとで、家庭や地域の教育力の向上を図ります。また、こどもを取り巻く有害環境対策も推進します。
職業生活と家庭生活との 両立の推進	子育てで家庭に配慮した企業の取組が促進されるよう働きかけていくとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる地域社会づくりを推進します。
こどもの安全の確保	こどもの交通安全の確保、犯罪等の被害からこどもを守るための取組を推進します。また、犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けたこどもの心のケアに対して、関係機関と連携したきめ細やかな支援を推進します。
子育てを支援する生活環境の整備	地域の交通環境、公共施設等の整備を推進するとともに、関係機関・団体等との連携を強化しながら、こどもが安心して暮らすことのできる環境づくりを推進します。

子ども・子育て支援事業 の基本的な考え方

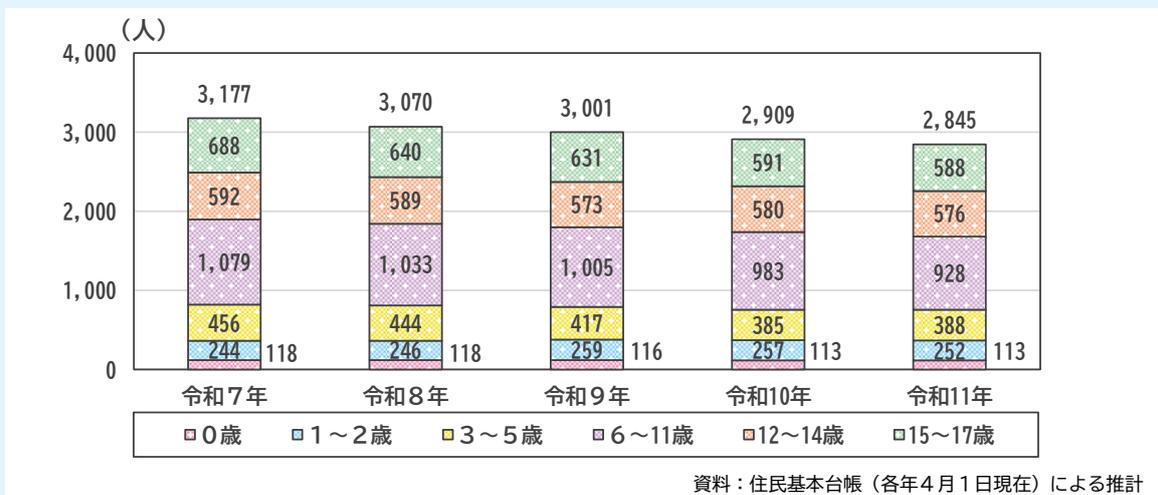


推計児童数について

本計画の対象となる推計児童数については、令和2年から令和6年までの住民基本台帳人口データ（各年4月1日現在）を用いて、コーホート変化率法により、計画の最終年度である令和11年までの推計を行いました。

0歳から17歳の児童数は、いずれの年齢も減少することが予測され、令和7年の3,177人から令和11年には2,845人となり、332人の減少が見込まれます。

児童人口の推移



教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」（子ども・子育て支援法第61条第2項）です。

本町の区域設定については、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備状況、その他の条件を総合的に勘案して町全体を1区域と設定します。



教育・保育の量の見込みと確保方策

1 教育

単位:人

区 分	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	1号 3~5歳	2号 3~5歳								
量の見込み (必要利用定員総数)	92	34	82	30	74	26	66	22	59	19
確保方策	281	34	285	30	114	26	118	22	121	19
特定教育・保育施設	281	34	285	30	114	26	118	22	121	19
過不足	189	0	203	0	40	0	52	0	62	0

2 保育

単位:人

区 分	令和7年度				令和8年度			
	2号	3号			2号	3号		
	3~5歳	0歳	1歳	2歳	3~5歳	0歳	1歳	2歳
量の見込み (必要利用定員総数)	294	42	97	98	288	41	95	96
確保方策	324	72	90	114	324	72	90	114
特定教育・保育施設	324	72	90	114	324	72	90	114
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
過不足	30	30	-7	16	36	31	-5	18

単位:人

区 分	令和9年度				令和10年度			
	2号	3号			2号	3号		
	3~5歳	0歳	1歳	2歳	3~5歳	0歳	1歳	2歳
量の見込み (必要利用定員総数)	281	41	93	94	274	40	91	91
確保方策	410	86	108	142	410	86	108	142
特定教育・保育施設	410	86	108	142	410	86	108	142
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
過不足	129	45	15	48	136	46	17	51

単位:人

区 分	令和11年度			
	2号	3号		
	3~5歳	0歳	1歳	2歳
量の見込み (必要利用定員総数)	268	39	88	89
確保方策	410	86	108	142
特定教育・保育施設	410	86	108	142
特定地域型保育事業	0	0	0	0
過不足	142	47	20	53



地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みと確保方策 ①

区 分	推 計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 利用者支援事業（単位：人回／月、か所）					
基本型	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	0	0	0	0	0
特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
② 地域子育て支援拠点事業（単位：人回／月、か所）					
量の見込み	200	182	166	151	138
か所	2	2	2	2	2
③ 妊婦健康診査（単位：人回／年）					
量の見込み	871	759	661	576	502
確保方策	871	759	661	576	502
④ 乳児家庭全戸訪問事業（単位：人）					
量の見込み	86	78	71	65	59
確保方策	86	78	71	65	59
⑤ -1 養育支援訪問事業（単位：人）					
量の見込み	26	22	19	17	14
確保方策	26	22	19	17	14
⑤ -2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童虐待対策における子育て支援について周知を図るため、パンフレットの作成・配布を行います。 ・ 「要保護児童対策地域協議会運営事業」では、個別ケースについての具体的な支援方法及び進行管理等についての助言・指導を受けるために、学識経験者等の専門家を招へいします。また、児童虐待防止につながる子育て支援や訪問事業活動等について、地域への周知を図ります。 ・ 国の動向を踏まえながら、「子ども家庭総合支援拠点」の設置を図ります。 					
⑥ 子育て短期支援事業（単位：人日／年）					
量の見込み	39	39	39	39	39
確保方策	39	39	39	39	39
⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（単位：人日／年）					
量の見込み	131	118	107	97	88
確保方策	131	118	107	97	88
⑧ 一時預かり事業					
I 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（単位：人日／年）					
量の見込み	4,888	4,344	3,861	3,432	3,050
確保方策	4,888	4,344	3,861	3,432	3,050
II 保育園、その他の場所での一時預かり（トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センターの未就学児の利用を含む）（単位：人日／年）					
量の見込み	67	65	64	63	61
確保方策	67	65	64	63	61

地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みと確保方策 ②

区 分	推 計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
⑨ 延長保育事業（時間外保育事業）（単位：人）					
量の見込み	192	211	232	256	281
確保方策	192	211	232	256	281
⑩ 病児・病後児保育事業（単位：人日／年）					
量の見込み	34	34	34	34	34
確保方策	34	34	34	34	34
⑪ 新・放課後子ども総合プラン（放課後児童クラブ・放課後子ども教室）					
I 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（単位：人）					
量の見込み	452	432	420	411	388
確保方策	452	432	420	411	388
II 放課後子ども教室（単位：か所）					
か所数	1	1	1	1	1
⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業					
計画期間中、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。					
⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業					
計画期間中、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。					
⑭ 子育て世帯訪問支援事業					
計画期間中、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。					
⑮ 児童育成支援拠点事業					
計画期間中、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。					
⑯ 親子関係形成支援事業					
計画期間中、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。					
⑰ 妊婦等包括相談支援事業（単位：回）					
量の見込み	300	294	288	282	276
確保方策	300	294	288	282	276
⑱ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（単位：人）					
量の見込み	—	10	10	10	10
確保方策	—	10	10	10	10
⑲ 産後ケア事業（単位：人）					
量の見込み	200	196	192	188	184
確保方策	200	196	192	188	184





第3期 邑楽町子ども・子育て支援事業計画

概要版

発行：邑楽町
編集：邑楽町 子ども支援課
住所：〒370-0692 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野 2570 番地 1
■ TEL：0276-47-5044（直通）
■ FAX：0276-88-3247

邑楽町の
ホームページも
見てね



パソコン・スマートフォンでチェック!!

邑楽町 ホームページ

